

平成19年4月1日（香川県報号外）香川県病院局管理規程第8号中第16条第1項の訂正

| | |
|---|---|
| 誤 | <p>第16条 宿日直手当の支給される勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号。以下「就業規程」という。）第6条第1項第1号に掲げる勤務(2) 就業規程第6条第1項第2号に掲げる勤務(3) 就業規程第6条第1項第3号に掲げる勤務(4) 就業規程第6条第2項の規定により命ぜられる同条第1項各号に掲げる勤務と同様の勤務 |
| 正 | <p>第16条 宿日直手当の支給される勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号。以下「就業規程」という。）第7条第1項第1号に掲げる勤務(2) 就業規程第7条第1項第2号に掲げる勤務(3) 就業規程第7条第1項第3号に掲げる勤務(4) 就業規程第7条第2項の規定により命ぜられる同条第1項各号に掲げる勤務と同様の勤務 |